

業務委託契約約款

(総則)

- 第1条 受注者は、別冊「仕様書」に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の委託期間（以下「委託期間」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。
- 2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者とが協議をして定める。

(指示等及び協議)

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行うこととする。
- 2 前項の規定にかかわらず、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。この場合において、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定及び仕様書により協議を行うときは、前2項の規定に準ずるものとする。

(業務主任技術者及び工程表)

- 第3条 受注者は、業務履行について技術上の管理をつかさどる業務主任技術者（当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者）を定め、発注者に通知するものとする。
- 2 受注者は、契約締結の際、業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。発注者は、業務工程表を遅滞なく審査し、不相当と認められる場合は受注者と協議するものとする。

(委託料内訳書)

- 第4条 発注者は必要があるときは、受注者に対して設計図書に基づく業務委託料内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることができる。この場合において、受注者は7日以内に、内訳書を発注者に提出しなければならない。

(貸与品等)

- 第5条 受注者は、仕様書に定めるところにより業務の実施に必要な貸与品の引渡しを受けたときは、直ちに借用書を発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって保管し、利用しなければならない。
- 3 受注者は、業務の完了及び変更並びに契約の解除により不用となった貸与品を直ちに発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者の故意又は過失により貸与品が滅失し、又はき損したときは、発注者の指定する期限までに代品を納め、貸与品を原状に復し、又は損害の賠償をしなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。
- 2 発注者は、この契約の成果（以下「成果品」という。）を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

(一括再委託の禁止)

第7条 受注者は、この契約に係る履行の全部若しくは発注者が設計図書等で指定した主要な部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。

3 前2項の規定に関わらず、緊急その他やむを得ない事情があると発注者が認めるときは、業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。この場合において、当該発注者に対する書面による承諾は、事後によることができる。

4 発注者が指定若しくは認める軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、承諾を要しないものとする。

(委託業務の調査等)

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

2 発注者は、委託業務の履行状況等について必要が生じたときは、受注者の事務所等の立入検査をすることができる。

(委託業務内容の変更等)

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議をして書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、発注者は必要な費用を負担しなければならない。その費用は発注者と受注者とが協議をして定める。

(期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して委託期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議をして定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第11条 受注者の委託業務の処理により生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由により生じたものについては、発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める

2 天災等の発注者と受注者のいずれの責めに帰すことができないものにより損害が生じたときは、発注者と受注者とが協議するものとする。

(事故の報告義務)

第12条 受注者は、委託業務の処理に関し事故又は過失を生じせしめた場合は速やかに発注者に連絡するとともに、関係法令に基づき、適切な処理を行わなければならない。

(検査及び引渡し)

- 第13条 受注者は、委託業務を完了したときは遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から成果品について10日以内に検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合再検査の期日については前項を準用する。
- 4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引渡すものとする。

(委託料の支払)

- 第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の支払請求があったときはその日から30日以内に支払わなければならない。
- 3 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。
- 4 受注者は、頭書に月額業務委託料の記載があるときは、発注者に対して月額業務委託料の支払いを請求するものとする。月額業務委託料は、月の初日から末日までを1月分として計算するものとする。この場合において、当該月の業務の実施が1月に満たなくなった時（発注者の責めに帰すべき理由のある場合を除く。）は、当該月の日数に応じた日割り計算によるものとする。
- 5 受注者は、頭書に業務委託料単価の記載があるときは、発注者に対して、当該実施数量に頭書の業務委託料単価を乗じた金額を請求するものとする。
- 6 受注者は、別添仕様書において部分払を支払う旨の約定の記載があるときは、委託業務の一部が完了したとき、既済部分に相応する委託代金相当額の9/10以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、性質上可分の委託業務に係る既済部分にあっては、その代価の全額とする。
- 7 受注者は、前3項の請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る委託の完了部分の確認を、第13条の規定に基づき発注者に求めなければならない。

(契約不適合責任)

- 第15条 発注者は、委託業務の履行内容が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、業務の手直しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催促をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務内容の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の催告による解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 指定期日までに業務を完了しないとき、又は指定期日経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、前条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第6条1項の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約を履行することができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者が、この契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約した目的を達するに足る履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (8) 第19条又第20条の規定によらないで、受注者から契約解除の申出があったとき。
- (9) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第18条 第16条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第19条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第20条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により、発注者が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
- (2) 第9条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第21条 第19条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第22条 発注者は、この契約が目的物の完成前に解除された場合においては、出来形部

分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。

- 2 前項の引渡しを受けたときは、発注者は、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する代金を受注者に支払わなければならない。

(発注者の損害賠償請求等)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 指定期日内に仕様書等に指示された業務を終了することができないとき
 - (2) 完了した業務に契約不適合があるとき。
 - (3) 第16条又は第17条の規定により、委託業務の履行完了後にこの契約が解除された場合
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第16条又は第17条の規定により委託業務の履行完了前にこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害賠償を請求する場合の請求額は、次の各号によるものとする。
- (1) 指定期日の翌日から委託業務を終了した日までの日数に応じ、契約金額に契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。
 - (2) 前号の請求額の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。
- 6 第2項の場合において、検査に合格した履行部分があるときは、契約金額から当該履行完了部分に対する契約金額相当額を控除した額の10分の1に相当する額を違約金とする。

(受注者の損害賠償請求等)

第24条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第19条又は第20条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(談合その他の不正行為に係る発注者の解除権)

第25条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2規定する排除措置命令を行い確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）に規定する課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったにもかかわらず、独占禁止法第7条の4第1項の規定により（同法第8条の3において読み替えて準用する場合も含む。）、課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第26条 受注者は、前条のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に該当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、受注者が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(業務妨害又は不当要求に対する措置)

第27条 受注者は、委託業務の履行に当たり、暴力団等（暴力団対策法第2条に規定す

るものをいう。) から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(特許権等の費用負担)

第28条 この契約に付随する各種特許権、実用新案等の使用に関し、その所有権又は代理人に対する特許権等の使用料その他使用上の義務を生じたときは、その一切の義務は、受注者がこれを負うものとする。

(労働関係法令の遵守)

第29条 受注者は、従事する者の賃金、労働時間等適正な労働条件を確保するため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等労働関係法令を遵守しなければならない。

(秘密の保持等)

第30条 発注者及び受注者は、委託業務の処理上知り得た双方の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、成果品（受託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(個人情報の保護)

第31条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護のため別添に掲げる「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を処理するため特定個人情報を取り扱う場合は、特定個人情報の保護のため、別紙「特定個人情報を取り扱う業務及び情報処理業務の委託契約に関する情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守しなければならない。

(紛争の解決)

第32条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議がととのわない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者と受注者とが協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

(補則)

第33条 この契約に定めない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議をして定めるものとする。